

～火災から身を守る～

火の取り扱いには十分注意しましょう！

年末年始にかけて、有明広域行政事務組合管内で火災が相次いで発生しました。

空気が乾燥して、火災が発生しやすい気象状況となっていることから、暖房器具などを使用する際は、十分に気を付けて取り扱しましょう。

町内の火災発生件数の状況

	建物	林野	車両	その他	合計
平成30年	3	2	0	1	6
令和元年	4	0	1	3	8
令和2年	3	1	0	2	6

火事・救助・救急は

119

住宅用火災警報器を
設置しましょう！

3月1日(月)～7日(日)

～春の全国火災予防運動～

「その火事を 防ぐあなたに 金メダル」

住宅用火災警報器は定期的に点検を行いましょう！！

定期的な作動確認

点検ボタンを押すか点検ひもを引っ張り、定期的（※1）に作動確認をしましょう。

作動確認をしても警報器に反応がなければ、本体の故障か電池切れです。（※2）警報器の本体または電池を交換しましょう。



定期的な作動確認

古くなったら交換

火災警報以外の警報が鳴った場合

本体の故障か電池切れです。（※2）警報器本体を交換しましょう。



古くなったら交換

※1 住宅用火災警報器の電池の寿命の目安は約10年とされています。

警報器の作動確認は、春秋の火災予防運動の時期に行うなど、定期的に実施してください。

※2 故障か電池切れが分からないときは、取扱説明書を確認するか、メーカーにお問い合わせください。

なお、電池切れと判明した警報器が設置から10年以上経過している場合は、本体内部の電子部品が劣化して火災を感知しなくなることが考えられるため、本体の交換を推奨しています。

☎ 総務課 防災交通係 ☎ 78-3104

有明広域行政事務組合消防本部 予防課 ☎ 73-5273